

5 東彼杵町条例第31号

東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月6日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例

東彼杵町水道事業給水条例（平成10年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。